掛川市物品購入等に係る指名等の選定基準

1 趣旨

この基準は、掛川市が発注する物品の製造の請負(修繕を含む。)又は買入れ(以下「物品購入等」という。)に係る指名競争入札に参加する者(以下「指名人」という。)の選定の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 選定の原則

指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

3 指名に当たり勘案する事項

指名人の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案する。

(1) 地理的条件

物品購入等に係る業務の規模、内容等から判断して、掛川市内に本社、本店等又は支店、営業所等を有する者による履行が可能であると認められるときは、その者の事業所の所在地が掛川市内にあるか否かを勘案する。

(2) 履行実績

過去における同種の物品購入等についての履行の実績、状況等が良好であるか否かを勘案する。

(3) 許認可等の有無

契約の履行につき、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合は、当該許可、 認可等の取得の状況を勘案する。

(4) 技術的条件

契約の性質上、特殊な技術、設備等若しくは特許、実用新案等を必要とする場合 又は契約の履行後のアフターサービスを必要とする場合は、これらの保有状況、実 施体制等を勘案する。

(5) 代理店、特約店等の状況

当該物品購入等について、代理店、特約店等との取引をすることが契約上有利であると認められる場合は、当該物品の取引に係る代理店、特約店等であるか否かを勘案する。

4 中小企業への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和 41 年法律第 97 号)の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

5 指名の制限

次の各号に該当する者は指名しない。

- (1) 掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱(平成 18 年 9 月 1 日施行)に基づく 指名停止の期間中である者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 物品購入等に係る契約に基づく市の指示に従わない等契約の履行が不誠実であると認められる者
- (4) 同一の発注契約において、事業協同組合その他の組合を指名した場合の当該組合 の組合員

6 指名人の選定数

この基準による指名が可能な者を5者以上指名するものとする。ただし、契約の性質 又は目的により指名すべき者が5者に満たないとき又は予定価格等から5者以上指名す る必要がないと認めたときは、この限りでない。

7 適用除外

災害時の理由により緊急を要する場合、特殊な物品に係るものである場合その他特に必要があると認められる場合は、この基準によらない物品購入等の運用を行うことができる。

8 随意契約への準用

随意契約による物品購入等に係る指名人の選定については、この基準を準用するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。